

**令和元年度 道市連携海外展開推進事業
(海外企業連携型販路拡大プロジェクト) 委託業務
企画提案指示書**

1 業務名

令和元年度 道市連携海外展開推進事業（海外企業連携型販路拡大プロジェクト） 委託業務

2 目的

急速に経済成長が進む ASEAN 諸国の需要を取り込むため、道と札幌市が連携し、北海道 ASEAN 事務所及び現地関係機関や企業等とのネットワークを活用しながら、効果的なプロモーションやテスト販売等を実施することにより、ASEAN 諸国での道産品のさらなる販路拡大・定着を図る。

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 委託期間

委託契約日から令和2年3月19日（木）まで

5 対象国

シンガポール、マレーシア、ベトナム

6 委託業務の内容

対象国での道産品（道内で製造または加工された食品、化粧品、工芸品・家具等を指す。以下同じ。）の販路拡大・定着に向け、次の業務を実施し、道産品の継続的販売を目指す。

①参加道内企業及び商品の募集

②シーズ集の作成

③現地バイヤー（対象国の現地小売店及び飲食店等への販路を有する輸入・卸売商社、または大規模な百貨店や複数の小売店・飲食店を経営する企業）を招聘した道内視察商談会の開催

④百貨店等の小売店舗などにおける道産品販売コーナー（以下「道産品販売コーナー」という。）の設置及び飲食店等での道産食材を使用したメニューを提供するフェア（以下「道産食材フェア」という。）の開催によるテスト販売の実施

⑤現地での道産品プロモーション

⑥現地視察商談会の開催及び市場調査の実施

⑦道産品の継続的な取り扱いに向けた取組

なお、各業務の進め方については、適宜、「北海道・札幌市海外拠点連携協議会」（以下、「委託者」という。）と協議の上、決定するものとする。

(1) 参加道内企業及び道産品の募集

以下の(3)から(6)までの事業に参加する道内企業と道産品を公募するとともに、受託者自ら、対象国への輸出を希望する道内企業及び道産品を掘り起こすこと。その際、過去に対象国において道産品フェアや商談会に出品したことがない道産品の掘り起こしに努めること。

なお、参加道内企業の募集に当たっては、以下の条件を満たすこと。

ア 対象となる企業及び道産品の分野

道内に本社を有する企業及び当該企業が道内で製造または加工した①食品、②化粧品、③工芸品・家具等を対象とする。

(企業数、品目数については、対象国毎に、上記①から③までの3分野において、それぞれ1社1品目以上、合計20社20品目以上とし、対象国が重複する企業、商品は、それぞれの対象国毎にカウントする。)

対象分野毎の対象国は下表のとおり。

対象分野	対象国		
	シンガポール	マレーシア	ベトナム
食 品	○	○	○
化粧品	○	※	※
工芸品・家具等	○	※	※

※（２）で作成する化粧品、工芸品・家具等に関するシーズ集を、（６）の市場調査の際に使用。

（２）シーズ集の作成

以下の（３）から（６）までの業務の実施に当たり、対象国の現地バイヤー等との商談や商品選定を円滑に行うため、委託者が提供する「既存のシーズ集」^{※1}のデータを活用し、（１）で募集した輸出を希望する企業及び商品の情報を紹介するシーズ集を作成すること。

※1「既存シーズ集」：平成30年度に実施した道市連携海外展開推進事業（ASEAN マーケット開拓プロジェクト）にて作成した、「HOKKAIDO Business Seeds Catalogue」を指す。

ア 「既存シーズ集」の掲載企業に対し、本事業参加の声掛けを行い、参加を希望する企業及び商品の情報について更新すること。

イ （１）で募集した企業及び商品の情報について、上記アで更新したシーズ集に追加すること。

ウ シーズ集は、日本語、英語及びベトナム語で、（３）から（６）までの業務の実施に必要な部数を作成すること。

エ シーズ集データは、委託者及び掲載された企業が修正及び2次利用できる形式とすること。

（３）現地バイヤーを招聘した道内視察商談会の開催

以下の（４）で実施する道産品販売コーナーの設置や、道産食材フェアの実施に協力する対象国の現地バイヤーを北海道に招聘し、参加道内企業との商談会及び生産現場等の視察を行うこと。また、商談会に参加する道内企業等を対象に、対象国の現地事情や海外展開に向けた留意事項等に関するセミナーを開催すること。

道内商談会における対象分野毎の対象国は下表のとおり。

対象分野	対象国		
	シンガポール	マレーシア	ベトナム
食 品	○	○	○
化粧品	○	—	—
工芸品・家具等	○	—	—

なお、バイヤーの招聘及び商談会の開催に当たっては、次に掲げる事項を実施すること。

ア 招聘する対象国の現地バイヤーを選定し、招聘に係る連絡調整を行うこと。

招聘する対象国の現地バイヤー（以下「招聘バイヤー」という。）は仕入等の決定権限を有する者とし、各国4社4人以上招聘すること。また、対象国毎の対象分野を網羅すること。

なお、招聘バイヤーは、これまで北海道や札幌市の事業で連携してきた対象国の現地企業も候補に加え、委託者と協議の上、選定するものとする。

イ 商談会は、対象国の実情や対象分野の特徴に合わせた形式で実施すること。

ウ 以下の条件を満たす会場を選定するとともに、会場責任者等と商談会の開催に必要な連絡調整を行うこと。

（ア）参加道内企業が来場しやすい立地であること。

（イ）試食提供に必要な調理行為が可能であること。

エ 参加道内企業の募集及び取りまとめを行うとともに、使用する備品の確認及び手配等、道内参加道内企業等との連絡調整を行うこと。

オ 商談の成約可能性が高まるよう、(2)で作成した「シーズ集」を活用し、招聘バイヤーと参加道内企業の事前マッチング等を行うこと。

また、商談会では、招聘バイヤーの理解を深められるよう、参加道内企業にサンプル品やカタログなどの用意を求めるとともに、招聘バイヤーに対し商品ニーズやターゲット層、販売方法等のヒアリングを行い、得られた情報を取りまとめ、本業務及び以下(4)から(7)までの業務の実施に活用すること。

カ 招聘バイヤー等を講師として、各国の対象国の現地事情や海外展開に向けた留意事項等に関するセミナーを開催すること。

キ それぞれの招聘バイヤーのニーズを踏まえながら、適切な商談先及び視察コースを立案し、旅行手配からアテンドまでの一貫した支援を行うこと。

ク 商談及び視察に必要な人数の通訳(商談通訳レベル)を配置すること。なお、通訳を自社手配可能な企業については配置を要しない。

ケ 招聘終了後、招聘バイヤー及び参加道内企業等に対し、成約した件数、内容、金額及びそれらの見込み、今後に向けての課題等についてのアンケートを実施し、結果を取りまとめること。

(4) 道産品販売コーナーの設置及び道産食材フェアの開催によるテスト販売の実施

(1)で募集した道産品の中から商品を選定し、対象国の小売店舗において、道産品販売コーナーを1ヶ所以上設置し、2ヶ月以上そのコーナーを運営すること。また、各対象国の飲食店等1ヶ所以上において、2週間以上道産食材フェアを実施し、道産品の魅力を効果的にPRするとともに、道産品に対する対象国の現地消費者の反応を調査すること。

対象分野毎の対象国は下表のとおり。

対象分野	(実施内容)	対象国		
		シンガポール	マレーシア	ベトナム
食 品	道産品販売コーナー	—	○	○
	道産食材フェア	○	○	○
化粧品	道産品販売コーナー	○	—	—
工芸品・家具等	道産品販売コーナー	○	—	—

なお、道産品販売コーナー設置や道産食材フェアの実施に当たっては、次に掲げる事項を実施すること。

ア 実施店舗は、対象分野それぞれの販売・メニュー提供に適しており、かつ、事業終了後も継続的な取扱いが見込まれる場所を提案するものとし、委託者と協議の上、決定すること。

イ 店舗責任者等と道産品販売コーナー設置や道産食材フェアの実施に必要な連絡調整を行うこと。

ウ 販売商品やメニューに使用する道産品は招聘バイヤーや店舗責任者等と協議の上、(1)で募集した道産品の中から、対象分野毎の対象国それぞれに対して1品目以上、全ての品目を合計して20品目以上を選定すること。

エ 本事業の実施に必要な輸送・通関、その他輸出入に必要な各手続(輸出先国における商品登録等)については、予算の範囲内で本事業費を活用して実施すること。

オ 輸出数量は、2ヶ月以上の道産品販売コーナー設置及び2週間以上の道産食材フェア実施期間中、欠品を出さない十分な量とすること。

カ 道産品の魅力が効果的に消費者に伝わるよう、道産品販売コーナーや道産食材フェアの演出や装飾を行うこと。また、道産食材フェア会場となる飲食店において、道産食材フェアで使用した調味料等を販売するなど、道産品の販路拡大につながる工夫があれば、併せて提案すること。

キ 1ヶ月毎に、道産品販売コーナーや道産食材フェアにおける各商品の売上額、販売個数、在庫数、消費者からのアンケート調査等の結果を取りまとめ、委託者に報告すること。

ク シンガポール及びベトナムにおいては、食品を扱う道産品販売コーナー設置及び道産食材フェア実施に際して「道産品輸出用シンボルマーク」を活用すること。

(5) 現地での道産品プロモーションの実施

(4) の実施に合わせて、集客のためのプロモーション（実演販売やワークショップ等）を対象国毎に1回以上行うこと。また、北海道 ASEAN 事務所が運用するフェイスブックと連動しながら、インフルエンサーを起用した SNS の活用等により、効果的な情報発信を行うこと。

(6) 現地視察商談会の開催及び市場調査の実施

道産品の新たな市場として今後の発展が期待されるマレーシア及びベトナムにおいて、多数のバイヤーや店舗責任者に道産品の魅力を直接伝えるため、(4) に合わせて、対象国の現地バイヤー（輸入・卸売商社、小売店、飲食店等）と参加道内企業との現地商談会及び参加道内企業向けの対象国の現地市場視察会を開催すること。また、現地百貨店や専門店等での聞き取り等の市場調査を行うこと。

対象分野毎の対象国は下表のとおり。

対象分野	対象国		
	シンガポール	マレーシア	ベトナム
食品	—	○	○
化粧品	—	※	※
工芸品・家具等	—	※	※

※対象国の現地百貨店や専門店等での聞き取り等の市場調査を実施すること。

なお、現地視察商談会の開催及び市場調査の実施に当たり、次に掲げる事項を実施すること。

- ア 商談会は、対象国の実情に合わせた形式で実施すること。
- イ 以下の条件を満たす会場を選定するとともに、会場責任者等と商談会の開催に必要な連絡調整を行うこと。
 - (ア) 対象国の現地バイヤーが来場しやすい立地であること。
 - (イ) 試食提供に必要な調理行為が可能であること。
- ウ 参加道内企業の募集及び取りまとめを行うとともに、使用する備品の確認及び手配、渡航情報の収集等、参加道内企業等との連絡調整を行うこと。
- エ 本事業の実施に必要な輸送・通関、その他輸出入に必要な各手続（輸出先国における商品登録等）を実施することとし、その実費は参加企業に求めるものとする。
- オ 商談会の規模は、道内からの参加企業10社程度及び参加道内企業の取扱商品に適した対象国の現地バイヤー20社以上とすること。
- カ 参加道内企業1社につき1名の通訳（商談通訳レベル）を配置すること。なお、通訳を自社手配可能な企業については配置を要しない。
- キ 対象国の現地市場視察は、参加道内企業の意向を踏まえ、対象国の現地の市場把握に適した場所を選定すること。
- ク 視察商談会終了後、対象国の現地バイヤー及び参加道内企業等に対し、成約した件数、内容、金額及びそれらの見込み、今後に向けての課題等についてのアンケートを実施し、結果を取りまとめること。
- ケ 市場調査は、対象国において化粧品、工芸品・家具等を扱う百貨店等バイヤーを訪問し、(2) で作成したシーズ集等を活用して、道産品の紹介を行うとともに、対象国における販路開拓に向けた市場動向調査やバイヤーの意向把握を行うこと。

(7) 道産品の継続的な取り扱いに向けた取組

(4) の道産品販売コーナーの設置及び道産食材フェアの店舗責任者や招聘バイヤー等の専門家の助言等を受けながら、事業実施後の継続的な道産品の取り扱いや他店舗も含めた販路拡大・定着に向けた取組を行うこと。

(8) 実績報告書の作成

以上(1)から(7)までの実施結果について、実績報告書を作成すること。

また、委託者のホームページ等への掲載により、今後の海外展開を目指す道内企業等に情報提供するため、以下の内容について、公開可能な報告書（個人情報や参加した道内企業名等を除いたもの）を別途作成すること。

ア （３）から（７）の実施概要

イ 取扱商品について

- ・輸出入状況（輸送日数、費用などを含む）
- ・品目別の売上数、売上額
- ・消費者及びバイヤー等の反応
- ・商談会における成約件数、金額、品目、数量及びそれらの見込み

ウ 今後に向けての課題及び取組の方向性など

（９）成果物の提出

以下の成果物について、委託期間内に提出すること。

ア （８）の実績報告書及び公開可能な報告書（紙媒体（A4版）：４部、電子媒体：２式）

イ （２）の令和元年度版「シーズ集」（紙媒体：各言語６部、電子媒体：２式）

７ 予算上限額（消費税を含む）

２４，２２８千円

８ 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

（１）業務執行体制の適格性

ア 執行体制

- ・業務を実施するに当たり、適切な経歴を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

- ・事業実施に必要な費用を適切に見込んだ積算であるか。

ウ スケジュール

- ・業務を実施するに当たり、輸出入手続き等も含め全体のスケジュール設定が妥当であるか。

（２）企画提案の適合性

ア 参加道内企業の募集及びシーズ集の作成

- ・過去に対象国において道産品フェアや商談会に出品したことがない道産品を、数多く掘り起こす内容となっているか。
- ・バイヤー等との商談に効果的に活用できるシーズ集の作成が可能な内容となっているか。

イ 現地バイヤーを招聘した道内視察商談会の開催

- ・招聘バイヤーの候補は、道産品の販路拡大に効果的な相手先となっているか。
- ・道内視察商談会は、各分野の商品及びバイヤーの特性に合わせ、道産品の販路拡大に向けて効果的な商談ができる内容となっているか。

ウ 道産品販売コーナーの設置及び道産食材フェアの開催によるテスト販売の実施

- ・道産品販売コーナー及び道産食材フェアは、道産品の魅力が効果的に消費者等に伝わる内容であるか。

エ 現地での道産品プロモーションの実施

- ・道産品販売コーナー及び道産食材フェアへの集客や道産品の魅力のPRに効果的な内容となっているか。

オ 現地視察商談会の開催及び市場調査の実施

- ・道産品の取扱いが期待できる対象国の現地バイヤーと道内企業のマッチングが効果的に行われる内容となっているか。
- ・市場調査は、マレーシアの市場動向やバイヤーの意向を把握できる内容となっているか。

カ 道産品の継続的な取り扱いに向けた取組

- ・事業実施後の継続的な道産品の取り扱いや他店舗も含めた販路拡大・定着に向けた効果的

な内容となっているか。

9 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

10 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

11 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

・道税（道が賦課徴収するものに限る。）

・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）

・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

・健康保険法第48条の規定による届出

・厚生年金保険法第27条の規定による届出

・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）

※（キ）及び（ク）については、北海道又は札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が参加する場合のみ提出すること。

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和元年8月16日（金）午後3時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道・札幌市海外拠点連携協議会事務局

（北海道経済部経済企画局国際経済室）

電話 011-204-5342

担当 渡部

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式2）

(イ) 業務実施に要する経費見積価格（税込み価格）及びその内訳書（自由様式）

イ 提出部数

9部（2部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること）

ウ 提出期限

令和元年8月23日（金）午後3時00分（必着）

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送（必着、簡易書留に限る）

1.2 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、8月23日（金）午後3時までに上記11(1)エの担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

11(1)エに同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるとときには、「8 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。